

川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象工事は、予定価格3億円以上のものとする。

(調査基準価格)

第3条 競争入札に付そうとするときは、契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格の10分の7を下らない範囲内で定めるものとする。

(調査の対象及び実施)

第4条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うものとする。

(低入札価格調査委員会)

第5条 前条の調査を行うため、川崎市低入札価格調査委員会を設置する。

(1) 低入札価格調査委員会は、財政局管財部長、財政局管財部契約課長、検査課長及び契約課係長並びに工事担当部局の関係課長及び係長をもって構成する。

(2) 委員会に委員長を置き、財政局管財部長をもって充てる。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(4) 委員会の事務局は、財政局管財部契約課に置く。

(調査の内容)

第6条 低入札価格調査委員会は、次の内容について事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) 入札者がその価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2) 当該入札者の施工能力に関する事項

(3) 当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項

(4) その他必要な事項

2 委員長は、調査の結果を財政局長に報告するものとする。

(調査結果に関する措置)

第7条 前条の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、そのお

それがあると認めるときは、当該調査結果について川崎市契約審査委員会規程（昭和39年川崎市訓令第15号）に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

2 契約審査委員会の審査の結果、最低価格入札者を落札者としなことを決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

3 前項の次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札者である場合は、その者を第4条に規定する最低価格入札者とみなし、本取扱要領を適用する。

4 第2項の規定により落札者を決定することができないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、第1項の規定により落札者としなことを決定した入札者を再度入札に参加させないものとする。

（落札の通知）

第8条 落札者を決定したときは、落札者及び入札参加者に対して、必要な通知等をしなければならない。

（入札参加者への周知）

第9条 この要領に定める取扱いの円滑な実施を図るため、対象工事の入札に当たっては、当該入札が低入札価格調査の対象工事である旨を入札参加者に周知するものとする。

（調査基準価格等の公表）

第10条 調査基準価格及び調査結果は公表するものとする。

2 調査基準価格の公表は、落札者決定後行うものとする。

（監督体制等の強化）

第11条 第7条の規定により、最低価格入札者が落札者と決定し、契約を締結した場合は、工事の施工に当たり、工事担当部局は、監督体制を強化し、財政局管財部検査課は、中間検査を実施するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、財政局長が定める。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行し、施行日以後に入札公告（公募型指名競争入札の公表を含む。）を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

川崎市建設工事低入札価格調査運用指針

この運用指針は、川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領の運用に必要な事項を定める。

第1 対象とする契約（要領第2条関係）

取扱要領は、政府特定調達契約の対象となる契約についても適用するものとする。

第2 調査基準価格の設定（要領第3条関係）

- 1 調査基準価格は、最低制限価格と同様の率で設定するものとする。
- 2 調査基準価格は、予定価格を記載する書面（以下「予定価格書」という。）の下部に記載し、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「調査基準比較価格」として、併せて記載するものとする。

第3 落札の保留（要領第4条関係）

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札担当者は、入札者に対して落札者は後日決定する旨を告げ、「保留」を宣言する。ただし、当該入札の価格が桁違い等の明らかな錯誤によるものであるときは、その価格の入札を無効とし、調査は行わないものとする。

第4 関係職員等（要領第5条関係）

関係職員等には、職員以外の学識者等を含むものとする。

第5 調査内容（要領第6条関係）

調査は、次のような内容について行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由、入札価格の内訳書等を徴する。
- (2) 手持工事の状況（対象工事付近、関連手持）
- (3) 対象工事個所と入札者の地理的状況の調査（入札者の事業所、倉庫、土地）
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 資材、廃棄物等の搬出先、処理体制
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 下請契約予定者名、同契約予定額の提出
- (10) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- (11) 経営内容・経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
- (12) 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他

第6 再度入札の通知（要領第7条関係）

再度入札をする場合は、当該入札に参加した者に対して、再度入札を行う日時、場所を知らせるものとする。ただし、落札者としなことを決定した入札者に対しては、再度入札に参加させない旨を通知するものとする。

第7 落札の通知（要領第8条関係）

- 1 最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該最低価格入札者に対しては落札者に決定した旨を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。
- 2 次順位者を落札者と決定したときは、落札者に対しては落札者に決定した旨を、落札者としなかった最低価格入札者に対しては落札者としなことを決定した旨とその理由を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。

第8 入札参加者への周知（要領第9条関係）

入札参加者への周知は、一般競争入札においては入札公告及び資格確認通知書に記載し、指名競争入札においては公募型指名競争入札の公表及び指名通知書に記載して行うものとする。

第9 調査基準価格等の公表（要領第10条関係）

- 1 調査基準価格及び調査結果は、入札執行状況表に記載して公表するものとする。
- 2 調査結果の公表は、調査の実施の有無について行うものとする。

附 則

この指針は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この指針は、平成21年5月1日から施行する。